（別添）

令和8年度　大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業
企画提案書　作成・記入要領

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業の実施計画の選定は、各大学等から提出される「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」企画提案書（以下「提案書」という。）を基に行われます。提案書は、以下の一般的留意事項並びに作成・記入方法にしたがって作成してください。なお、提案書提出後の差し替えや訂正は認めません。

1．一般的留意事項について

（1）　提案書は、この作成・記入要領に基づいて作成してください。
（2）　用紙サイズはA4縦型、横書きとします。
（3）　提案書の作成は、所定の様式によることとし、改変（項目の順序変更等）はできません。
（4）　提案書は、様式にわたって通しでページを付してください。また、余白を20㎜程度空けてください。

2．作成・記入方法について

（1）　所在地、名称、代表者職名氏名を記載してください。
（2）　「Ⅱ－3．（1）実施内容及び方法（アプローチ方法）」については、当該調査研究等テーマについて、どのように調査を行い、分析するかを簡潔かつ明瞭に記載してください。
（3）　「Ⅱ－3．（2）事業計画」については、事業の開始から報告書取りまとめまでのスケジュールを年度ごとに分けて記載してください。
（4）　「Ⅱ－4．実施体制」については、事業計画を進めていく体制について、具体的に記載してください。
（5）　「Ⅱ－5．事業実績」については、申請する「調査研究等テーマ」に関連する、貴機関のこれまでの実績を、具体的に記載してください。
（6）　再委託をする場合は、「Ⅱ－7．再委託に関する事項」に必要事項を記載してください。
（7）　「Ⅱ　経費予定額」には、支出を予定している経費及び積算内容について、費目ごとに記入してください（3年間分を年度ごとに記載）。なお、積算に当たっては、「Ⅱ　事業内容」との関係を十分に考慮してください。
　また、「経費予定額」に計上した経費であっても、他のプログラム又は他の補助金・委託費等により経費措置を受けている場合、あるいは、今後受ける場合及び本事業に沿わない経費については、対象になりませんので、ご注意ください。

（経費予定額の記載上の注意）
・「費目」は必ずこの名称を用い、経費が発生しない場合は省略することとします。
・「種別」は参考例示のあるものは必ずこの名称を用いてください。また、用いない場合は参考例示を参照して適宜、記載してください。

○　設備備品費
・「設備備品費」については、取得価格が 10 万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械、装置、工具、器具、什器等の備品の購入等に要する費用の総額を、単体で機能する備品ごとに1つの種別として記載してください。

○　人件費

・「会議講師謝金」、「原稿執筆謝金」等の種別ごとに内訳及び金額を記載してください。なお、「人件費付帯経費」は社会保険料雇用主負担、児童手当拠出金等の公租公課や職員の通勤に係る交通費等を記載してください。また、○○謝金は本業務の実施に対する協力者の謝礼的経費等の支出を記載してください。

・人件費は、原則、受託先の支給規則から単価を算出します。なお、支給規則から単価を算出することが困難な場合は、受託者における次のアからウに定める条件のいずれかを満たす受託人件費単価規程等に基づく受託単価より算出することができます（これにより難い場合は、別途文部科学省と協議の上決定）。

　ア　当該単価規程が公表されていること

　イ　他の官公庁で当該単価の実績があること

　ウ　官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること

※　当該委託業務のために受託者が直接雇用する場合に計上します。

※　雇用の必要性及び受託先の支給規則等確認し、金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無等））の妥当性を確認します。

※　業務に必要な期間のみの雇用となっているか確認します。

※　既に国費で人件費を措置されている職員等については、委託業務に係る業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であっても計上できません。

※　契約書（業務計画書）で設定した単価は、委託業務完了報告書（業務収支決算書）提出時に変更することはできません。

○　事業費

・旅費は 「国内調査旅費」、「講師招へい旅費」等種別ごとに記載してください。

・「借損料」、「消耗品費」、「会議費」等種別ごとに記載してください。

○　消費税相当額

・不（非）課税経費（人件費、外国旅費、保険料など）の合計額の 10％を記載してください。

・インボイス制度の施行後、受託者が免税事業者等から課税仕入した場合に、その分の仕入税額控除を受けることができなくなり、これに伴うインボイス影響額が受託者の負担となることから、当該インボイス影響額を委託費により支出する必要があるため、消費税相当額部分に影響額分も計上してください。

○　一般管理費

・一般管理費は、当該事業に要する費用を分割して積算できない経費として計上することが可能です。（例：光熱水量、電話料、複写機保守料等）

・一般管理費の率は 10％を上限として記載してください。（団体等の内規又は直近の決算により算定した一般管理費率が 10％よりも低い場合は、より低い率を計上してください。）